

それでは、あと、残りの時間、20分程度ございますが、一緒にしてしまうのはやや乱暴でございますが、7番の公的年金、私的年金、8番の国民年金保険料の徴収の話と9番の他の社会保障制度の関係、この3点、一括して少し議論していただきますので、よろしくをお願いします。

○ 高橋総務課長

それでは、20ページの下からでございますが、まず検討項目の7番目、「公的年金と私的年金の役割分担」。論点は、「私的年金は、公的年金を補完して、多様化したニーズに対応する役割を果たしており、それぞれの役割を踏まえ、公的年金を土台として、両者を組み合わせて老後の収入を確保するという位置付けについてどう考えるか」ということでございます。

これにつきましては、公的年金の役割を再考するべきだというご意見。

それから、これに当然関連するわけでございますが、21ページにまいりますけれども、私的年金の基盤整備が重要とすることのご意見が出ております。もう一方で、公的年金の役割の再考には慎重な意見が出ております。

それから、この役割を明示することは必要ではないかというご意見も出ております。

検討項目の8番目、「国民年金保険料の徴収」の問題でございます。「国民年金保険料について、どのように収納対策の強化に努めていくか」という論点でございますが、これにつきましては、まず国民年金に対する不信感を払拭することは必要だということでございます。そういうことをやって、収納対策強化をやっていくべきだというご意見でございます。

それから、大きな2番目といたしまして、保険料納付は国民の義務であるという立場から収納対策を強化するべきとのご意見が出ております。

検討項目9番目、「年金改革と他の社会保障制度改革」との関連でございますが、「他の社会保障制度などとの関係で、年金の給付と負担の水準をどうとらえるべきか」と。この点につきましては、給付と負担の水準は総合的に考えるべきとのご意見。ばらばらで考えていいとおっしゃる方はいなかったということでございます。

それから、国民負担率、全体としての国民負担率の上昇を抑制するべきであることのご意見が出ております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

一緒にやったものですから少し無理がありますが、いかがでございましょうか。7のと

ころにつきましては、先ほど若杉委員から、最初少し質問がありまして、これは考えさせてもらいますが、本当に総論的な部分が何か必要なのかどうか。例えば老後なり、退職後の所得保障、生活保障の在り方のようなものやあって、例えば就業ですとか、公的な施策、もちろん資産の蓄積ですとか、幾つかそういう中で、この年金部会が扱うのはどの分だというようなことを言うておくということです。この部分は7番でもいいかと思うんですが、少し全体の構成の中ではちょっと考え直した方がいいかもしれないと思っています。

○ 神代部会長代理

国民年金の保険料の未納の問題ですけれども、最初に読んだとき気がつかなかったのですが、時効で徴収不能になっている保険料というのはどのぐらいあるんですか。どこかで見たような気がするんですけれども。それと、過去に2年の時効を常習的に繰り返している人が相当いるんだろうと思うんですが、そういう人の数というのはわかるんですか。

○ 渡邊社会保険庁年金保険課長

先般、新聞等でその話が出ていると思いますが、基本的に2年間で納付義務が消滅するということになっていまして、一応不納欠損ということで把握しているわけですけれども、平成12年度で7,565億ということで、先般出ているように思います。

年々、被保険者数が増加している、あるいは未納が増加しているということで、このところ毎年増加をしているという傾向にございます。

○ 神代部会長代理

今の数字は単年度でそれだけですか。

○ 渡邊社会保険庁年金保険課長

ええ、単年度で不納欠損をした額ということになります。

○ 神代部会長代理

人数の方はわかるんですか。

○ 渡邊社会保険庁年金保険課長

前にお示ししました国民年金の実態調査のいわゆる265万人の未納者というところの取扱ということでの考え方です。265万人というのが未納者数として出ております。

○ 神代部会長代理

たしかご説明の中で、強制徴収やってもまた払わないという人が、いわゆる確信的な未納者がいるというふうに聞いているんですが、そういう常習的に何度も何度も、2年以上払わないという人とそうでない人と、ちょっとその区別が私よくわからないんですが、265万人というのは、ある時点で、2年以上払わなかった人のトータルでしょう。その中

には、たまたま2年だけ払わなかった人もいるし、それをずっと繰り返してきた人もいるわけでしょう。

○ 渡邊社会保険庁年金保険課長

滞納処分の場合、何回も繰り返さなければいけないという話というのは、いわゆる滞納処分をするときに債権額を確定させて、それを差押えをするということですので、最大2年間分の金額、これを差押えをするということになるので、年金権に結びつくまでの期間について、それが一たん差押えをした場合に自主納付に結びつけられれば、基本的には年金権に結びつくわけですけれども、それを25年という、今の期間について毎回2年間ずつを差押えをしていかなければいけないという問題がありますということが一つでございます。

それから、今の未納者の数というのは、実態調査でしか基本的には判明ができてないものですから、265万人の未納者がいて、平成12年度の不納欠損額が7,565億ということでの整理をさせていただいているということでございます。

○ 矢野委員

今の神代先生のお話にも関連するのですが、国民年金保険料の時効が2年ということなんですけれども、税金並みにするということはどうなのか、論点の一つとして取り上げたらどうかと思います。たしか税金の場合は5年ということがありますので、これは全く論議されてないことなんですけど、論点の一つとして提案したいと思います。

○ 吉武年金局長

もともと印紙方式というのをとっておりましたので、国の一般の債権の管理と少し違った形をとっております。したがって、時効というよりも、むしろ納入の期限が2年で終わるとというのが現状でございます。これに対して、例えば厚生年金保険とか健康保険で申しますと、基本的には納入告知をしまして、そして払わない場合には強制徴収の段階に入っていくという形になります。

税ですと、時効の中断をいたしますと、実際に取れるかどうかは別なんですけれども、国の債権でありますから、通常は5年も10年もきちんとやるという体系になっております。そこが今の国民年金の保険料の徴収体系は違いますので、そこをどう考えるかというのは、おっしゃるとおり、重要な検討点であると思います。

ただ、割と少ない体制でやっておりますので、しかも個人個人を対象に行いますので、厚生年金とか健康保険のように事業主のご協力を得てやっているものと相当性格が違いますので、同じような被用者保険なり被用者年金の体系のような非常に効率的な徴収の中に

おける強制徴収ということと同じようなことが期待できるかといいますと、それは非常に難しい問題がある。仕組みとしては非常に違っていますので、そこをどう考えるかという、確かに基本的なこういうようなことはあるだろうと思っております。

○ 翁委員

一度、部会で、意見を表明した点に関連するんですが、20ページの下の公的年金の役割は再考すべきとする意見のところに関係する議論ですが、年金資金の持つマクロ的なリスク・シェアリング機能の話で、株式の運用との関係でちょっとお話ししたいのです。超長期の年金資金の持つ、そういったリスク・シェアリング機能を活かしながら、また一方で、公的年金が株式運用を積極的に行ったときに伴って生じ得る弊害を発生しないという観点からも、この公的年金の位置づけというか、資本市場の育成という観点からも、この確定拠出型年金とか私的年金というのを考えてみてはどうかという論点の一つです。

それから、あと、山崎先生がさっきおっしゃった点で、奨学金の件なんですけれども、私自身はできるだけ年金の財源は制度本来の趣旨にかなうような目的で使うべきだという視点に立っているのですが、仮に例えば利息を取るというようなことになってきますと、利息を取って、いわば貸し付けというような形になってきますと、官民の活動分担の観点から、そういったことを公的部門がやるということについてどう考えるのかという論点が入ってくると思いますし、今、特殊法人等の整理合理化ということをやっておりますので、そういった流れの中で、そういった業務を始めるかどうか、官民の活動分担というのをどう考えるかという論点があると思います。

○ 宮島部会長

今のご意見の趣旨は、前半のところは、特に資金運用に関するリスクの話ですね。その中での公的年金の役割をどう考えるかという一つの問題と、もう一つの問題は、無利子だったら財政上の部分が問題になり、有利子になると民業圧迫だと、こういう話がどこかから出てくるというご指摘ですね。その辺のところ、今日全体申し上げますが、これはなるべく皆様方から出されたペーパーと、議事録の方からも拾っていただくようにということはお願ひしてありましたが、必ずしも完全に網羅的に拾えなかった面もございまして、特にこの議論の場で発言されたことは100%盛り込まれないケースもございまして、今日少し補充をしていただきましたので、それぞれ追加をして書き込みたいと思っております。

ただ、一つお願ひがございまして、事務局の方で、今日もちろん議事録としてとっていただき、メモをしていただきますが、こういう簡潔な文章で入れ込むことになると、今日ご発言になった方々に、直接事務局の方から、書き込むべき意見として、一応文案を

いただきたいというお願いがありますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、時間がほぼ参りましたので、今日の審議の中身そのものは一たん閉じさせていただきますけれども、今日いただきましたご意見の中で、全体の構成に関して若干考えたいという2点ございまして、一つは、検討項目の前に多少まぐらのようなものを入れておいた方がいいのかということでございます。

もう一つは、途中で確定拠出、確定給付というようなことに対して幾つか議論が出ていました。先ほど局長とも相談したんですが、それは別途論点を重複しても構わないので独立させて、少しいろんな意見をそこに取り入れたらどうかというようなことを考えております。

それと、今日は委員の方々に、ご協力いただきましてほぼ時間どおり論点を見てまいりましたけれども、もちろん先生方、お一人お一人考え方にいろんな違いがございます。論点そのものの中で大きな対立点のないものもございまして、また、もともと非常に基本的な考え方に違いがあるものもございまして、16年度に向けての、今後かなり現実的なスタンスの中で議論していくということを考えますと、意外と論点として収拾がつかないような対立点は余りないんじゃないかと、そういう感想は少し持っております。

しかし今日ずっと伺っておりまして、この年金部会の役割は、必ずしも意見を一本化するということが任務ではございません。きちんと年金に関する議論をしておき、その中で共通の意見があれば、それはそれで明示し、意見が分かれば分かれていることを率直にお伝えをするというのが役割でございますので、こういう論点の整理をすることを通じて、相互の意見の理解と同時に、逆に違いを浮き上がらせようという目的もございまして、

次回は、今日いただきました追加意見なり、修正意見なりをまとめまして、もう一度意見の整理案を書き直しまして、それをお示しいたしたいと思っております。

特に今日、今井委員、大澤委員、大山委員、岡本委員、渡辺委員、五名ご欠席でございましたので、次回、もう一度全体の整理案について、今日ご欠席の方々のご意見も十分くみ取ると同時に、今日、若干その中で議論がございました点につきまして、改めてもう一度ご議論をいただいて、意見整理案としてはきちんと整理をしておく、そういう手続に入りたいと思っております。

それでは、最後に事務局の方から、ご連絡でございますでしょうか。

○ 高橋総務課長

次回につきましては、10月29日（火曜日）10時から、本日と同様、この霞が関ビルの東海大学校友会館にて開催を予定しております。

今、部会長からお話ございましたように、今日に引き続きまして、論点全体を通じた総括的なディスカッションをする予定でございます。それから、今日、何点かお求めの資料がございましたので、これは次回までにできる限り用意を整えたいと思います。

○ 宮島部会長

それではどうもありがとうございました。これで散会いたします。